ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　六千三百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに六千三百円

(2)　(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　六千三百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに六千三百円

(3)　車両総重量二・五トン以下の貨物自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　四千四百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円

(4)　軽自動車　四千四百円

(5)　二輪の小型自動車　二千五百円

2　前項の車両重量及び車両総重量の計算に関し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

第九十条の十二第二項中「第七条第一項」の下に「、第九十条の十一第一項」を加え、「同条」を「前二条」に改め、同項第一号中「次項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第二号に次のように加える。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の軽油自動車であつて、前項第五号に掲げるもの以外の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの

第九十条の十二第三項中「第七条第一項」の下に「、第九十条の十一第一項」を加え、「同条」を「前二条」に改め、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので財務省令で定めるものに該当し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

（納税貯蓄組合法の一部改正）

第十九条　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「十万円」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第二十二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「、五十万円をこえ」を「、百万円を超え」に改める。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「十万円」を「五十万円」に改める。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円」を「十万円」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二十四条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項中「第七条」を「前条」に改め、同条を第八条とする。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第二十五条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の百八十八」を「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改め、同項第二号中「千分の九十四」を「千分の六十七」に、「千分の九百六」を「千分の九百三十三」に改め、同項第三号中「千分の六十七」を「千分の四十五」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百五十五」に改める。

第十四条第一項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改め、同条第二項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の九十四」を「千分の六十七」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に、「千分の九百六」を「千分の九百三十三」に改め、同条第三項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の六十七」を「千分の四十五」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百五十五」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改める。

第二十一条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十二条中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。